

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準(案)

条文	事項	区分	現状	市の方針(案)
第4条	最低基準と家庭的保育事業者等	最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。	従う	国基準に従う
第5条	家庭的保育事業者等の一般原則	利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行わなければならない。 地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明しなければならない。 自ら保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図らなければならない。 事業所の構造設備は、保健衛生及び危害防止に十分な配慮を払って設けられなければならない。	従う	国基準に従う
第6条	保育所等との連携	保育が適正かつ確実に行われ、保育提供終了後も教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	従う	国基準に従う
第7条	家庭的保育事業者等と非常災害	非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練(最低月1回)をするように努めなければならない。	参酌	国基準に従う
第8条	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際の訓練を受けた者でなければならない。	参酌	国基準に従う
第9条	家庭的保育事業等の職員の知識及び技能の向上等	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌	国基準に従う
第10条	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	従う	国基準に従う
第11条	利用者を平等に取り扱う原則	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従う	国基準に従う
第12条	虐待等の禁止	職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従う	国基準に従う
第13条	懲戒に係る権限の濫用禁止	利用乳幼児に対し、福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従う	国基準に従う
第14条	衛生管理等	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 居宅訪問型保育事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 居宅訪問型保育事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	参酌	国基準に従う
第15条	食事	利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行なわなければならない。	従う	国基準に従う
第16条	食事の提供の特例	食事の提供について、特例として、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。	従う	国基準に従う
第17条	利用者の健康診断	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参酌	国基準に従う

条文	事項	区分	現状	市の方針(案)
第18条	内部の規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	参酌	国基準に従う
第19条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌	国基準に従う
第20条	秘密保持等	正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従う	国基準に従う
第21条	苦情への対応	保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌	国基準に従う
家庭的保育事業				
第22条	設備の基準(調理設備)	調理設備を設ける。	従う	国基準に従う
	設備の基準(居室等)	保育を行う専用の部屋(9.9㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)を設ける。 便所を設ける。	参酌	国基準に従う
	設備の基準(屋外遊戯場)	同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満二歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)があること。	参酌	国基準に従う
	設備の基準(耐火基準等)	火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施する。	参酌	国基準に従う
第23条	職員(資格要件)	家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は調理員を置かないことができる。 保育を行う児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。	参酌 (調理員は従う)	国基準に従う
	職員(職員数)	家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人以下。 家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下。	従う	国基準に従う
第24条	保育時間	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める(小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様)。	参酌	国基準に従う
第25条	保育の内容	家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない(小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様)。	従う	国基準に従う

条文	事項	区分	現状	市の方針(案)
第26条	保護者との連絡	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌	国基準に従う
小規模保育事業 小規模保育事業所A型				
第28条	設備の基準(調理設備)	調理設備を設ける。	従う	国基準に従う
	設備の基準(居室等)	乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)を設ける。 満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上)を設ける。 便所を設ける。	参酌	国基準に従う
	設備の基準(屋外遊戯場等)	満2歳以上の幼児 屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上)(代替地含む)を設ける。	参酌	国基準に従う
	設備の基準(耐火設備等)	乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	参酌	国基準に従う
第29条	職員(資格要件)	保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	参酌 (調理員は従う)	国基準に従う
	職員(職員数)	保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士としてみなすことができる	従う	国基準に従う
第30条	保育時間	家庭的保育と同様。	参酌	国基準に従う
	保育の内容	家庭的保育と同様。	従う	国基準に従う
小規模保育事業 小規模保育事業所B型				
第31条	職員(資格要件)	保育士その他保育に従事する職員として市町村等が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	参酌 (調理員は従う)	国基準に従う
	職員(職員数)	保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数は保育士とする。 ①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士としてみなすことができる	従う	国基準に従う

条文	事項	区分	現状	市の方針(案)
第32条	設備の基準(調理設備)	A型に同じ。	従う	国基準に従う
	設備の基準(居室等)	A型に同じ。	参酌	国基準に従う
	設備の基準(屋外遊戯場)	A型に同じ。	参酌	国基準に従う
	設備の基準(耐火設備)	A型に同じ。	参酌	国基準に従う
	保育時間	家庭的保育と同様。	参酌	国基準に従う
	保育の内容	家庭的保育と同様。	従う	国基準に従う
小規模保育事業 小規模保育事業所C型				
第33条	設備の基準(調理設備)	調理設備を設ける。	従う	国基準に従う
	設備の基準(居室等)	乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)を設ける。 満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上)を設ける。 便所を設ける。	参酌	国基準に従う
	設備の基準(屋外遊戯場)	満2歳以上の幼児 屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上)(代替地含む)を設ける。	参酌	国基準に従う
	設備の基準(耐火設備)	A型に同じ。	参酌	国基準に従う
第34条	職員(資格要件)	家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	参酌 (調理員は従う)	国基準に従う
	職員(職員数)	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。 家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。	従う	国基準に従う
第35条	利用定員	6人以上10人以下。	従う	国基準に従う
第36条	保育時間	家庭的保育と同様。	参酌	国基準に従う
	保育の内容	家庭的保育と同様。	従う	国基準に従う
居宅訪問型保育事業				
第37条	居宅訪問型保育事業	障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育を著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育や母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育 など。	従う	国基準に従う
第38条	設備と備品	事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌	国基準に従う

条文	事項	区分	現状	市の方針(案)
第39条	職員	乳幼児1人につき家庭的保育者1人。	従う	国基準に従う
第40条	居宅訪問型保育連携施設	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従う	国基準に従う
第41条	保育時間	家庭的保育と同様。	参酌	国基準に従う
	保育の内容	家庭的保育と同様。	従う	国基準に従う
事業者内保育事業				
第42条	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員数に対するその他の乳児又は幼児の数(地域枠) (利用定員) (地域枠定員) (利用定員) (地域枠定員) 1～5人 1人 26～30人 7人 6～7人 2人 31～40人 10人 8～10人 3人 41～50人 12人 11～15人 4人 51～60人 15人 16～20人 5人 61～70人 20人 21～25人 6人 71人以上 20人 	参酌	国基準に従う
第43条 及び 第48条	設備の基準(調理室)	<p>[保育所型事業所内保育事業所] 調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む)を設ける。</p> <p>[小規模型事業所内保育事業所] 調理設備(小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む)を設</p>	従う	国基準に従う
	設備の基準(居室等)	<p>[保育所型事業所内保育事業所] 乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室(1人につき1.65㎡以上)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上) 満2歳以上の幼児 乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上) 便所を設ける</p> <p>[小規模型事業所内保育事業所] 小規模保育事業所A型に同じ。</p>	参酌	国基準に従う
	設備の基準(屋外遊戯場)	<p>[保育所型事業所内保育事業所] 満2歳以上の幼児 屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上)(代替地含む)を設ける。</p> <p>[小規模型事業所内保育事業所] 小規模保育事業所A型に同じ。</p>	参酌	国基準に従う
	設備の基準(耐火基準)	<p>[保育所型事業所内保育事業所] 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが携わっているものとする。</p> <p>[小規模型事業所内保育事業所] 小規模保育事業所A型に同じ。</p>	参酌	国基準に従う

条文	事項	区分	現状	市の方針(案)
第44条 及び 第47条	職員(資格要件)	[保育所型事業所内保育事業所] 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 [小規模型事業所内保育事業所] 保育士その他保育に従事する職員として市町村等が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 [共通] 調理業務の全部を委託する事業所や搬入施設から食事を搬入する事業所は調理員を置かないことができる。	参酌 (調理員は従う)	国基準に従う
	職員(職員数)	①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士としてみなすことができる ※1事業所2人を下回ることはできない ※小規模型保育事業所内保育事業所の場合は、上記職員数に1人追加配置し、そのうち保育士割合は1/2以上とする。	従う	国基準に従う
第45条	連携施設に関する特例	保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設を確保しないことができる。	従う	国基準に従う
第46条 及び 第48条	保育時間	家庭的保育と同様。	参酌	国基準に従う
	保育の内容	家庭的保育と同様。	従う	国基準に従う
経過措置				
附則 第2条	自園調理	自園で調理を行っていない場合、省令の施行日から5年を経過する日までの間、食事の提供や調理員の規定について適用しないことができる。	従う	国基準に従う
附則 第3条	連携施設	連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると市町村が認める場合、省令の施行日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従う	国基準に従う
附則 第5条	小規模保育事業C型の利用定員	小規模保育事業所C型にあつては、省令施行日から5年を経過する日までの間、利用定員を6～15人以下とすることができる。	従う	国基準に従う